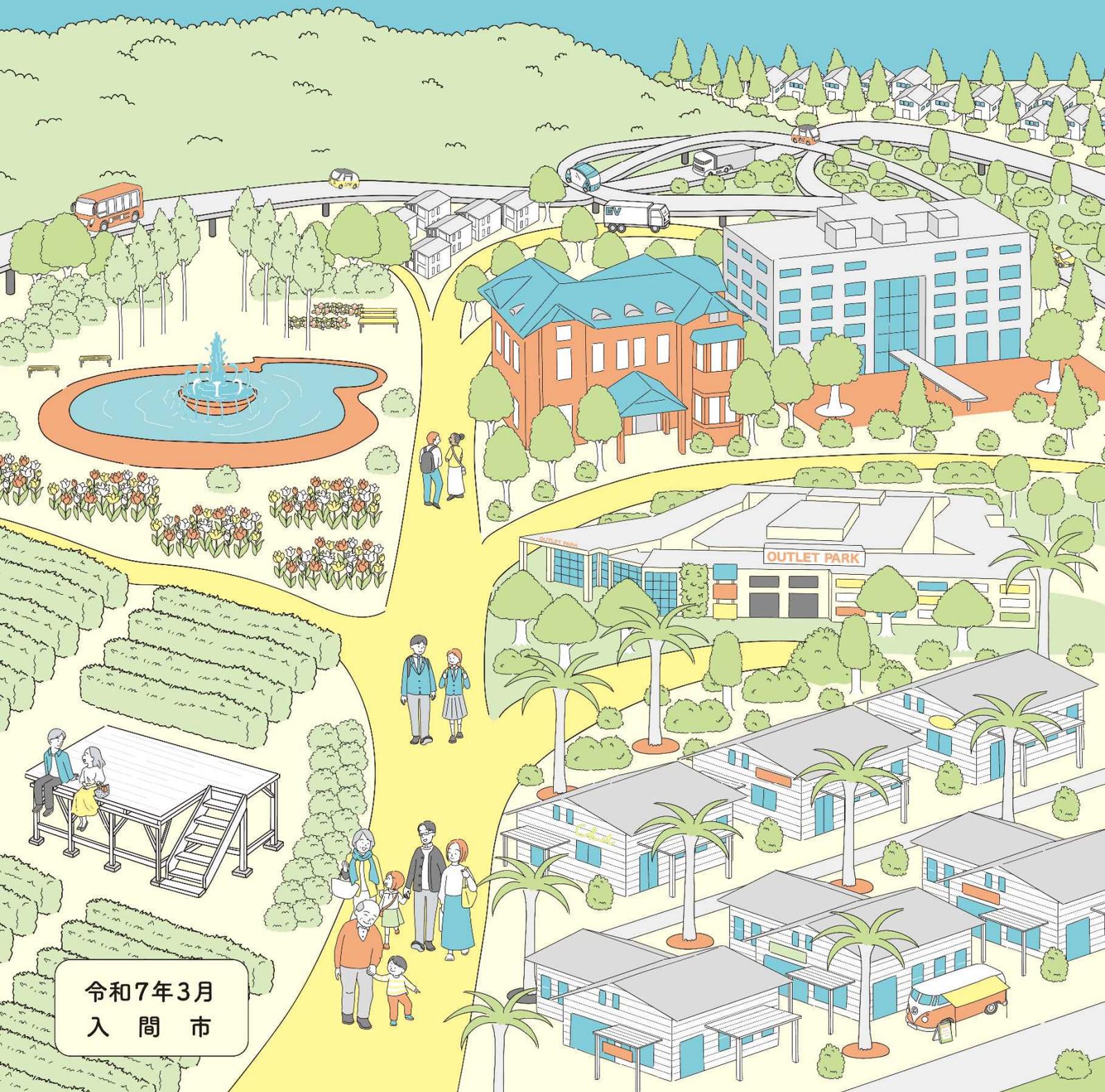


案

第三次入間市 環境基本計画

改定版

令和7年度～令和12年度



令和7年3月
入間市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画の位置づけ	1
2.	計画改定の背景	1
3.	計画の対象範囲	2
4.	計画の期間	2
第2章	環境の現状と課題	3
1.	環境をめぐる社会動向	3
2.	入間市の環境の現状と課題	8
3.	第三次入間市環境基本計画の進捗状況	12
第3章	望ましい環境像と計画の基本方針	14
1.	望ましい環境像	14
2.	基本方針と施策体系	15
第4章	施策の展開と進行管理指標	18
基本方針1	地球温暖化対策の推進	18
基本方針2	循環型社会の推進	23
基本方針3	豊かな自然環境と生物多様性の回復及び保全	27
基本方針4	住みやすさが実感できる都市環境の構築	31
基本方針5	安心して健康に暮らせる生活環境の保全	34
基本方針6	環境教育の推進と環境活動の実践	38
第5章	計画の推進	43
1.	推進体制	43
2.	進捗管理	44
資料編		45
1.	第三次入間市環境基本計画改定経過	45
2.	入間市環境審議会委員名簿	46
3.	諮問・答申	47
4.	入間市環境基本条例	49
5.	入間市環境審議会条例	52
6.	用語解説	53

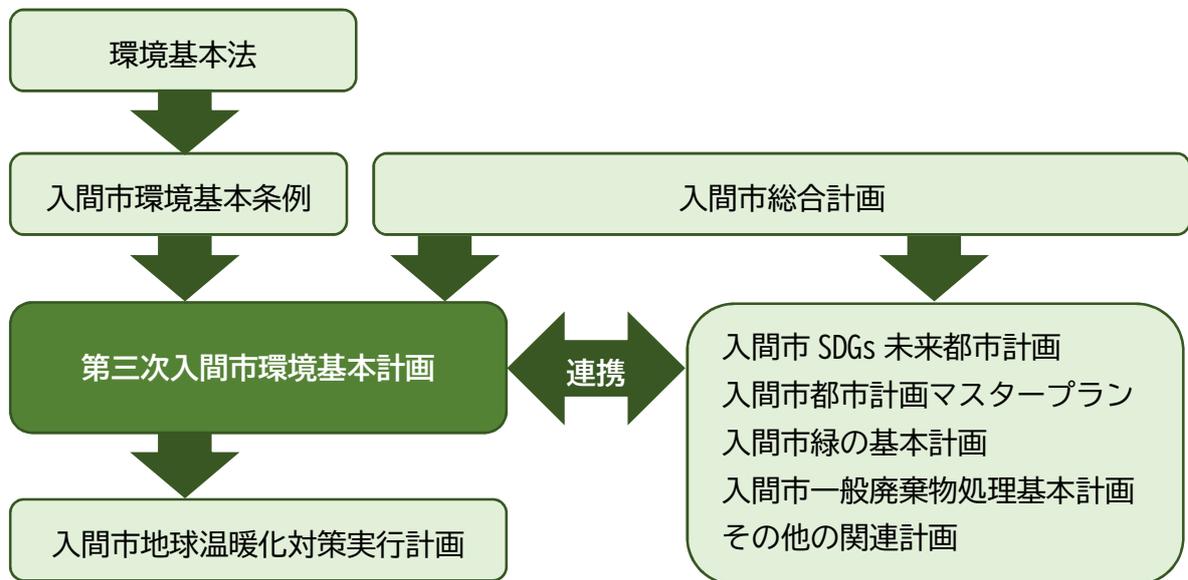
第1章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

第三次入間市環境基本計画（以下「本計画」とします。）は、「入間市環境基本条例」第8条に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定するものです。

また、「第6次入間市総合計画」のまちづくりの目標である「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」を環境面から実現していく計画として位置づけます。

本計画は、市の環境施策の基本的な方向性を示すものであり、市における温室効果ガス排出抑制などの施策に関する事項を定めた「入間市地球温暖化対策実行計画」のほか、「入間市SDGs 未来都市計画」や「入間市都市計画マスタープラン」、「入間市緑の基本計画」、「入間市一般廃棄物処理基本計画」といった関連計画と連携して取り組みを推進します。



計画の位置づけ

2. 計画改定の背景

入間市では、令和2年3月に、市の環境に関する基本的な方向性を示す第三次入間市環境基本計画（以下「本計画」）を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

本計画の策定から5年が経過し、社会動向や入間市を取り巻く環境が大きく変化していることから、現在の社会動向を踏まえつつ、市の課題解決に向けた取り組みを促進するため、計画の見直しを行うこととしました。

3. 計画の対象範囲

本計画では、環境施策を次の6つの分野で捉え、施策を講じていきます。

地球環境	気候変動の緩和、気候変動への適応策 など
循環型社会	循環経済への移行、ごみの適正処理 など
自然環境	生物多様性、外来種対策、里地・里山 など
都市環境	地域の緑の充実、景観の保全 など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭 など
環境教育	環境情報の発信、環境活動の実践 など

4. 計画の期間

本計画は、SDGsの目標年度である令和12（2030）年度を目標年度とするとともに、入間市地球温暖化対策実行計画の計画期間と整合を図るため、当初の計画から1年延長し、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの6年間とします。



第2章 環境の現状と課題

1. 環境をめぐる社会動向

国際的な動向

環境全般 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに達成すべき具体的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、経済・社会・環境をめぐる課題に対し 17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。また、企業、市民団体、学術機関や市民といったあらゆる主体が参画し、目標達成に貢献することが重視されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



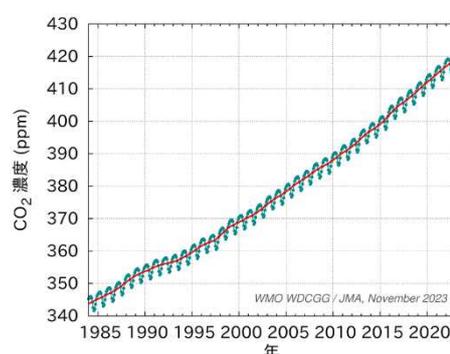
出典：国際連合広報センター ホームページ

SDGs の 17 の目標

地球環境 パリ協定

18～19 世紀のイギリスで始まった産業革命以降、私たち人間は化石燃料を大量に使用するようになりました。化石燃料の燃焼に伴い、大気中の二酸化炭素濃度が急激に上昇することで、観測史上最も速いペースで地球の温暖化が進行しています。

これにより生じている気候変動は、異常気象、食料・水資源の減少、生態系の破壊などを引き起こし、経済的・社会的な影響を及ぼします。気候変動問題に対応するため、平成 27(2015)年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) で「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするという目標を掲げています。

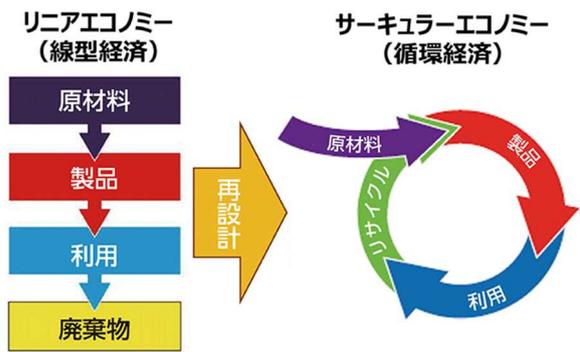


出典：気象庁ホームページ

大気中の二酸化炭素の世界平均濃度

循環型社会 **サーキュラーエコノミー（循環経済）**

産業革命により工場生産が可能になった20世紀初頭から、大量生産・大量消費型の消費社会が始まり、気候変動、天然資源の枯渇や生物多様性の破壊など様々な環境問題を引き起こしています。環境問題が深刻化する中、製造から廃棄までが一方通行型であるリニアエコノミー（線型経済）から、持続可能な形で資源を有効利用する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が世界の潮流となっています。



出典：環境省ホームページ

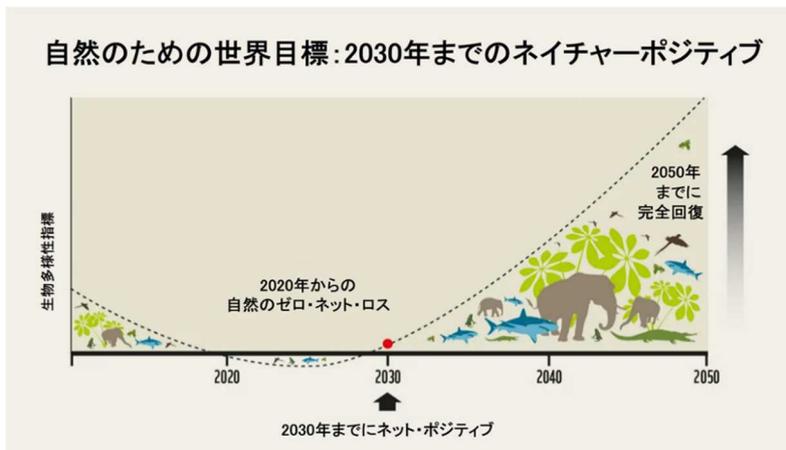
サーキュラーエコノミーへの移行

従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）が廃棄物を減らすための取り組みであるのに対し、「循環経済」は、資源の再利用や長く使える製品をデザインするなど、廃棄物を出さないための経済システムです。日本では3Rに、植物由来のバイオマスプラスチックの利用などの再生可能資源への置き換えを示す Renewable（リニューアブル）を加えた3R+Renewable や、企業による製品開発、再資源化、省資源化などの様々な取り組みが始まっており、世界的に評価されている例も多数あります。

自然環境 **ネイチャーポジティブ（自然再興）**

現在、地球上では人間活動により生物種絶滅の速度が加速し、生物多様性が失われ続けており、自然が「ネガティブ」の状態にあります。生物多様性は食料、水、空気、医薬品などの重要な生態系サービスを提供しており、その損失は人間の健康や気候変動にも影響する問題です。

令和4（2022）年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12（2030）年までに生物多様性の損失を止めて回復させ、「ポジティブ」の状態にする「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方が掲げられました。また、ネイチャーポジティブ実現に向けた目標の1つとして、2030年までに陸と海のそれぞれ30%を健全な生態系として効率的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が位置づけられています。



出典：IUCN 日本委員会 ホームページ

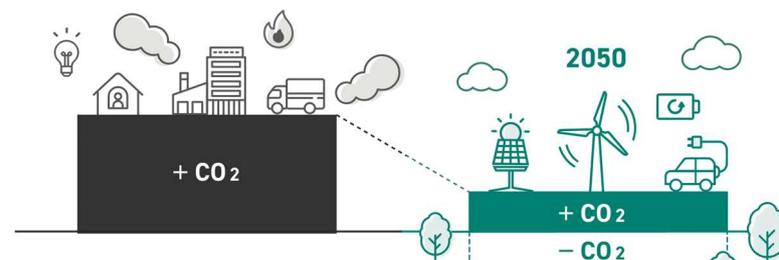
2030年までのネイチャーポジティブへの軌跡

環境全般 第六次環境基本計画

環境基本計画は、日本の環境分野を統合する最上位計画です。令和6年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」は、「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現を目的としています。地球が「気候変動」や「生物多様性の損失」、海洋プラスチックごみ汚染などの「汚染」の「3つの危機」に直面している現状を踏まえ、これまでの物質的豊かさの追求に重きを置く考えから、環境の質を向上させることで経済社会が成長・発展する「循環共生型社会」の実現に変革する考えを示しています。目的達成のためには、政府だけでなく、地方公共団体や国民など、多様な主体が取り組みを進めていく必要があります。

地球環境 地球温暖化対策計画

令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和12(2030)年度に、平成25年度を基準として温室効果ガス排出量を46%削減することを目標としました。また、50%削減の高みに向けて挑戦を続け、令和32(2050)年のカーボンニュートラルを目指しています。

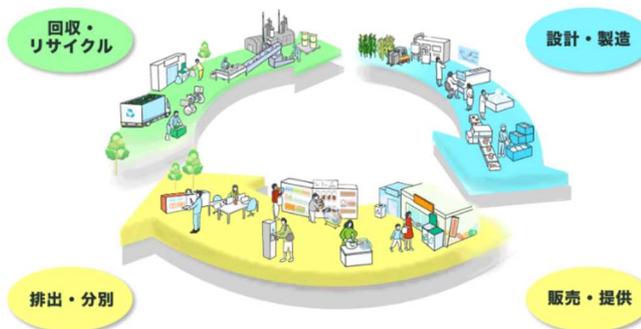


出典：環境省 ホームページ

カーボンニュートラルの達成に向けてのイメージ図

循環型社会 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックは現代社会に不可欠な素材である一方、温室効果ガス排出や海洋汚染などの環境問題の原因となります。日本は年間800万トン以上の廃プラスチックを排出しており、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行する必要があります。国内では、令和元年5月に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。また、令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる主体に対して取り組みを促進する措置が盛り込まれました。プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体などすべての関係主体が参画し、連携しながら環境整備を進めることが重要です。



出典：環境省 ホームページ

プラスチックに係る資源循環のイメージ図

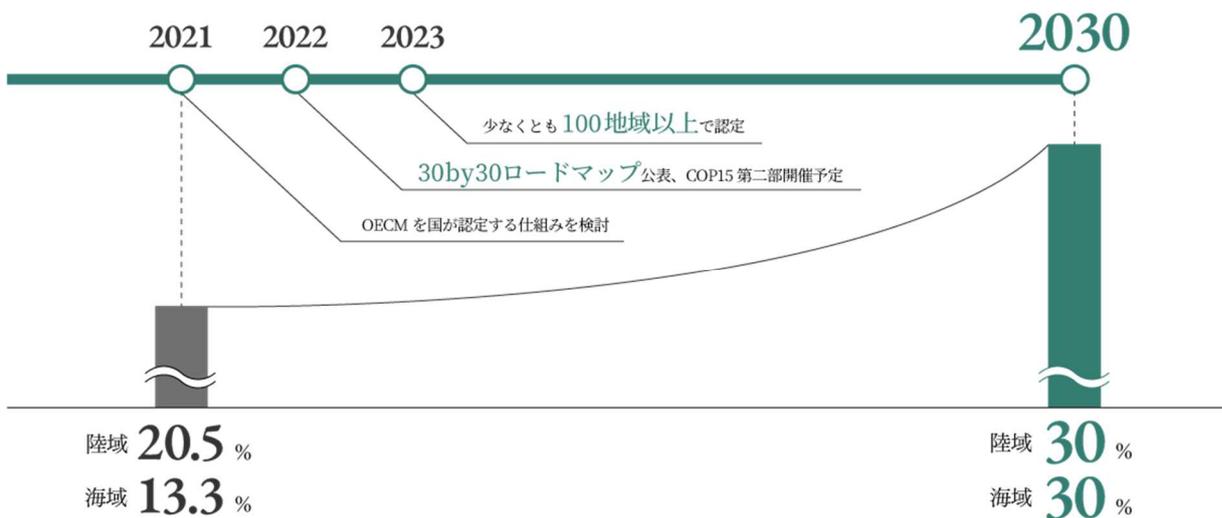
令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行が、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生といった社会課題と、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の環境課題の解決、さらに「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現につながるものとして、循環型社会形成に向けた施策を推進しています。

計画の推進において、地方自治体は地域ごとの特性を活かした資源循環の推進、廃棄物管理、地域企業の支援、住民の意識の変容など、多方面で重要な役割を果たしています。

国は、令和5年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、令和12年までにネイチャーポジティブ（自然再興）の実現という目標を掲げました。生物多様性が人間社会の基盤であることを一人ひとりが認識し、個人・団体を問わずあらゆる主体が連携して取り組む必要性を示すとともに、目標達成に向けた戦略と行動目標が設定されています。

戦略の一つである「生態系の健全性の回復」では、国土の陸域海域の30%を保全する「30by30」目標達成のため、国立公園などの保護地域以外に、地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地を自然共生サイトとして国が認定し、OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）として国際データベースに登録することで、保全を促進する取り組みを進めています。

自然共生サイトの認定やOECM登録など、生物多様性保全に寄与する企業等が、経済的にも優位性を持ち循環経済が成り立つ「ネイチャーポジティブ経済の実現」をも目指しています。



※2024年8月現在は、陸域20.8%、海域は13.3%

出典：環境省 ホームページ

30by30 ロードマップ

埼玉県の動向

環境全般 埼玉県環境基本計画（第5次）

埼玉県は、令和4年3月に「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定しました。健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境負荷が少なく持続的に発展できる社会の構築に向け、21世紀半ばを展望した以下の3つの長期的な目標を掲げ、施策を推進しています。

- ①温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- ②安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- ③あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

地球環境 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）

埼玉県では、国が令和2年10月に2050年までにカーボンニュートラルの実現を宣言したのを受け、令和5年3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（2020年度～2030年度）」を改定しました。県は温室効果ガス削減目標として、令和12年度までに平成25年度比46%削減するとしています。また、令和32年に「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」とすることを目指し、計画を推進しています。

自然環境 埼玉県生物多様性保全戦略（2024年度～2031年度）

埼玉県は、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定を受け、令和6年3月に「埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)年度～2031(令和13)年度）」を策定しました。県におけるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目標とし、森林、里地・里山、都市環境の「生態系エリア」別に、生態系ネットワークの形成、外来種対策、普及啓発などについての戦略をとりまとめています。



出典：埼玉県生物多様性保全戦略（2024(令和6)年度～2031(令和13)年度）

生物多様性の3つのレベル

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2. 入間市の環境の現状と課題

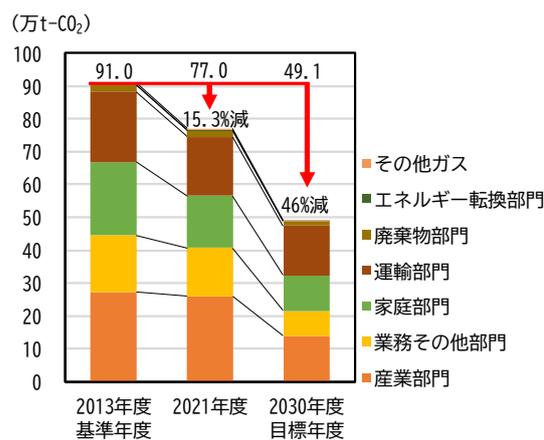
【地球温暖化対策の現状と課題】

①温室効果ガス

本市は令和3年2月、埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）構成市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）共同で、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロとすることを旨とする「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明しました。

令和5年3月に策定された「入間市地球温暖化対策実行計画」では、中期目標として令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で温室効果ガス排出量を46%削減、長期目標として令和32(2050)年度のカーボンニュートラルを掲げています。同計画で算出された将来推計では、人口減少による活動量の低下などにより、何も対策を講じなかった場合でも温室効果ガス排出量は724,884t-CO₂まで減少(20.3%減)するものの、目標達成には至りません。

令和3(2021)年度の温室効果ガス排出量は770,491t-CO₂（基準年度比15.3%減）となっており、令和12(2030)年度に491,180t-CO₂とする目標達成に向けて引き続き、市や市民、事業者の取り組みが重要となります。



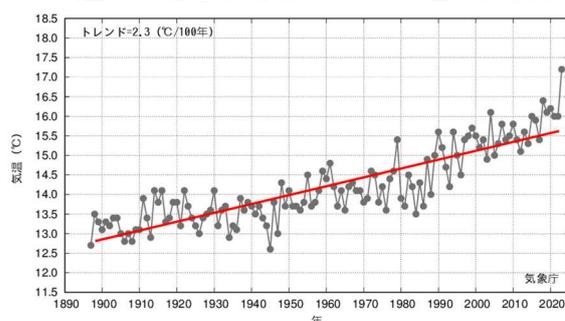
温室効果ガス排出量の推移

②気候変動

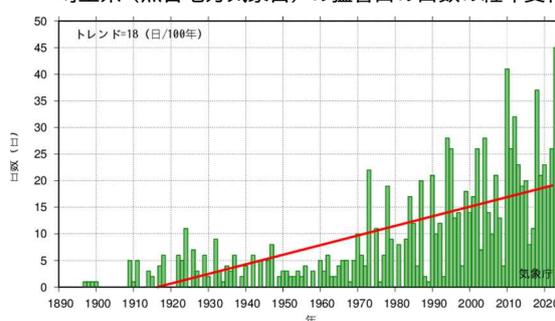
埼玉県内で100年以上気象観測を行っている熊谷地方気象台のデータによると、埼玉県熊谷市の年平均気温は、100年当たり2.3℃上昇しており、真夏日や熱帯夜、猛暑日は増加傾向が、冬日は減少傾向が見られます。

気候変動は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会にも深刻な影響を与えています。本市においても、平成28年8月に発生した台風9号によって、入間川や不老川の氾濫といった被害が発生しました。地球温暖化により気候変動が進行することで、極端な大雨などが増え、こうした被害の回数が増加していくと考えられることから、今後は温室効果ガスの排出削減（緩和策）を進めるとともに、備え（適応策）を進めることが必要となっています。

埼玉県（熊谷地方気象台）の年平均気温の経年変化



埼玉県（熊谷地方気象台）の猛暑日の日数の経年変化



出典：気象庁 関東甲信地方のこれまでの気候の変化（観測成果）

熊谷気象観測所における気候の変化

【循環型社会形成に向けた現状と課題】

本市では、「一般廃棄物処理基本計画」（令和3年）を策定し、ごみの減量と資源化による循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。しかしながら、令和4年に実施された入間市の家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみとして廃棄された生ごみのうち36.1%が食べ残しなどの食品ロス、紙類のうち約70%が資源化可能なものであるなど、ごみの減量や資源化の促進に向けた周知・啓発が課題となっています。

本市の令和5年度のごみ排出量は約41,066トンで、令和4年度に比べ約819トン減少しており、ごみの排出量は減少傾向にあります。一方で、ごみの資源化率はやや低下傾向にあります。原因としては、電子書籍の普及や生活様式の変化などにより、リサイクル可能なごみの量が減少していることが考えられますが、雑がみの回収促進やプラスチックごみの一括回収など、引き続きごみの資源化に取り組むことが重要です。

市では、循環型社会形成に向けた取り組みの一環として、UCO CONNECT 株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社と協定を締結し、家庭から出る使用済み食用油（廃食油）を市内のスーパーマーケットで回収し、バイオディーゼル燃料やバイオプラスチックの原料にリサイクルする事業を行っています。

また、サントリーグループと協定を締結し、回収したペットボトルを再びペットボトルの原料として使用する「ボトル to ボトル」水平リサイクルを実施しています。

【生物多様性の現状と課題】

本市は、加治丘陵や狭山丘陵のクリ-コナラ群集やクヌギ-コナラ群集、入間川や霞川、不老川沿いのオギ群集やヤナギ高木群集といった水辺の植生など、多様で豊かな植生がみられます。また、加治丘陵の周辺では、金子地域を中心に広大な茶畑が存在します。

市では加治丘陵の公有地化の推進やボランティア団体等との協力による森林の維持管理等を行ってきましたが、それらにかかる費用や人員の確保が課題となっています。

また、市内では、カタクリやムササビなどの希少な生物が確認されている一方、オオキンケイギクやコクチバス、アライグマなどの特定外来生物も確認されています。外来種による生態系や身体、農産物などの被害を防止するため、捕獲及び捕獲個体の防除や専門の団体等と協力した対策の実施が必要です。市の公式ホームページでは、特に被害が大きい特定外来生物について周知・注意喚起を行っています。

【都市環境の現状と課題】

平成 29 年に実施された調査によると、市街化区域の緑被率は 16.6%、丘陵地や茶畑がある市街化調整区域の緑被率は 71.2%で、市域全体では 52.0%となっています。

市街地等の緑化を推進するために、苗木配布や緑のボランティア活動への支援等の取り組みを実施していますが、一方で、保護樹林及び市民の森の制度見直しを行っており、今後も市街化区域の緑の適正な維持管理を継続するためには、保護樹林等の活用や管理の効率化も重要な課題となっています。

また、入間市内の文化財は 81 件で、歴史的建造物や地域の祭りなどが含まれます。旧石川組製糸西洋館や旧黒須銀行といった近代遺産の保存・活用に取り組んでいる一方、新型コロナウイルス感染症等の影響により、伝統文化活動団体の会員数が減少しており、歴史や文化の継承が課題となっています。

【生活環境の現状と課題】

本市では、大気汚染や水質汚濁に関する調査や、騒音、振動、悪臭の発生抑制のための規制や指導により、生活環境の保全に取り組んでいます。

交通量の多い交差点で毎年実施している自動車排ガス調査では、令和 4 年度に調査した 4 地点すべてで汚染物質等が環境基準値未満であることを確認しました。水質調査についても環境基準を概ね達成しているものの、年によって環境基準を超過する項目があるため、工場・事業者等への立ち入り検査・指導や合併処理浄化槽の普及促進を継続していく必要があります。

令和 4 年度における公害苦情（騒音、振動、悪臭）の受理件数に対する解決率は 98%と高い水準で推移しているほか、畜産団体に脱臭剤の購入費用助成を行うなどの取り組みを行っており、今後も工場や事業所、畜舎などへの指導や支援を継続していく必要があります。

【環境教育の現状と課題】

本市では、環境についての学びの場として、地球温暖化や資源循環、自然環境に関する市民向けの説明会や講座、イベントの実施により、意識啓発を行っています。

また、市民や団体の積極的な取り組みの促進を目的として、自然かんさつ会などの緑に関するイベントやフリーマーケット、市民清掃デーを実施しています。令和 4 年度からは、市民清掃デーに参加した生徒・学生を対象に、「市民清掃デーボランティア活動証明書」の交付を行い、環境活動に参加しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。

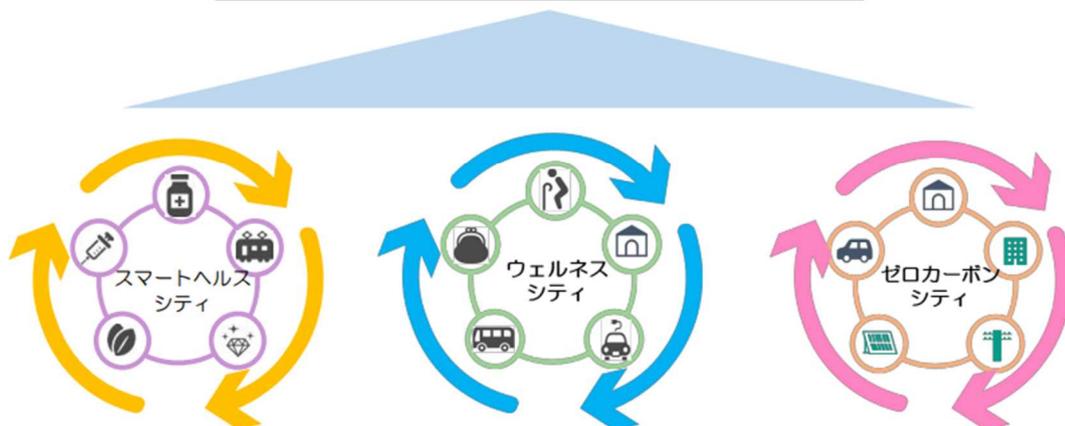
コラム 入間市と SDGs

経済・社会・環境をめぐる課題解決を目指す SDGs の達成に向けて、本市では令和4年8月に「入間市 SDGs 未来都市計画」を策定しました。本市はこの計画に基づき、SDGs の達成とそれによる Well-being（ウェルビーイング）を実現するため、地域資源を活かした未来共創のまちづくりを進めています。

「Well-being（ウェルビーイング）」とは、精神的・身体的・社会的に満たされた状態を意味しています。本市では、「健康と幸せを実感できる Well-being City いるま」の実現を目指し、以下の3つの取り組みを進めています。

- ①経済面の取り組み「スマートヘルス・シティ」の実現
ヘルスケアにつながる産業振興や観光促進、地域内消費の促進による企業経営の健全化、持続可能な茶業の実現など
- ②社会面の取り組み「ウェルネス・シティ」の実現
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や産学官連携による、高齢者の健康寿命延伸や市民福祉の向上など
- ③環境面の取り組み「ゼロカーボン・シティ」の実現
公民連携型の地域新電力設立や、再生可能エネルギーによるクリーンなエネルギーの地産地消など

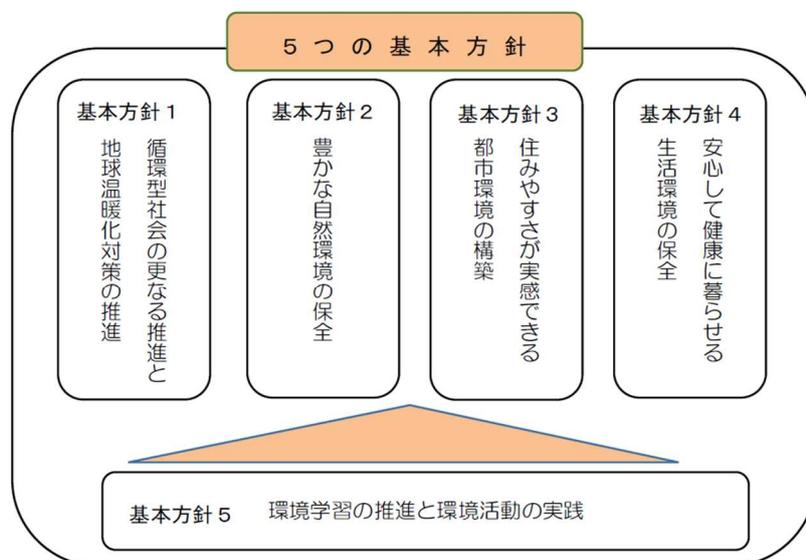
【2030年のあるべき姿】
健康と幸せを実感できる Well-being City いるま



出典：入間市 SDGs 未来都市計画

3. 第三次入間市環境基本計画の進捗状況

本計画ではこれまで、以下の5つの基本方針に基づき、環境課題解決に向けた施策・取り組みを推進してきました。

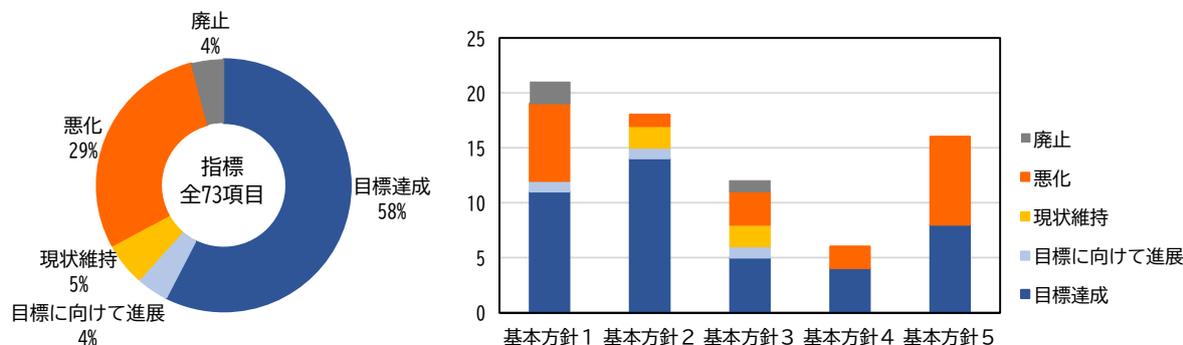


第三次入間市環境基本計画のこれまでの基本方針

基本方針に基づく施策の進捗状況を把握するために設定された、73項目の指標の達成状況について下図に整理しました。およそ6割が目標達成もしくは目標に向けて進展しており、市が掲げる望ましい環境像の実現に着実に近づいているといえます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより進んでいない取り組みや、取り組みの方針転換により廃止となった指標もあるなど、解決すべき課題が多く残っている状況であり、社会動向の変化を捉えていく必要もあります。

計画改定に当たっては、環境課題のみならず、市が抱える環境以外の分野の課題解決も同時に目指していくことが重要であるという考え方に立ち、施策・取り組みとともに、進捗管理のための指標についても全般的に見直します。



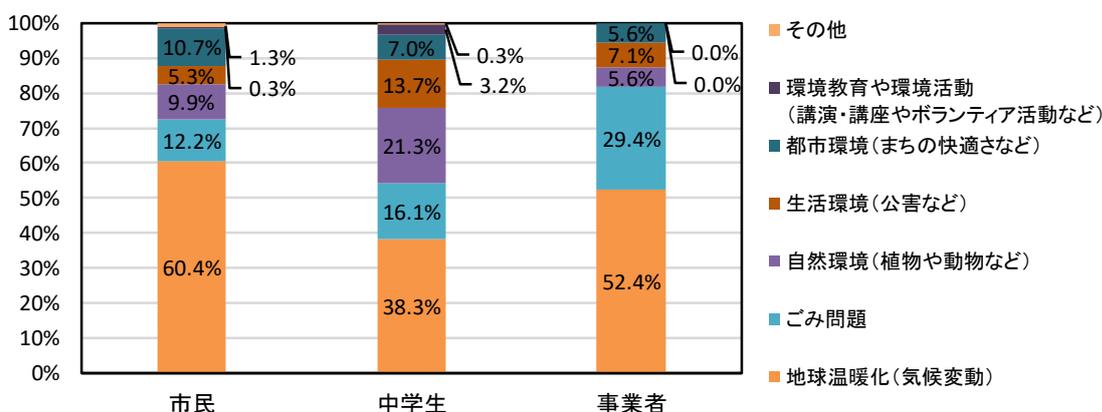
第三次入間市環境基本計画の進捗状況（令和5年度）

コラム 環境問題に関する市民や中学生、事業者の意識

本計画の策定に当たり、施策の参考とするため、市民、中学生及び事業者にアンケートを実施しましたので、主な結果を示します。

区分	回収数	備考
市民	407件	発送数 1,000件（回収率 40.7%）
中学生	342件	入間市立中学校2年生
事業者	139件	発送数 300件（回収率 46.3%）

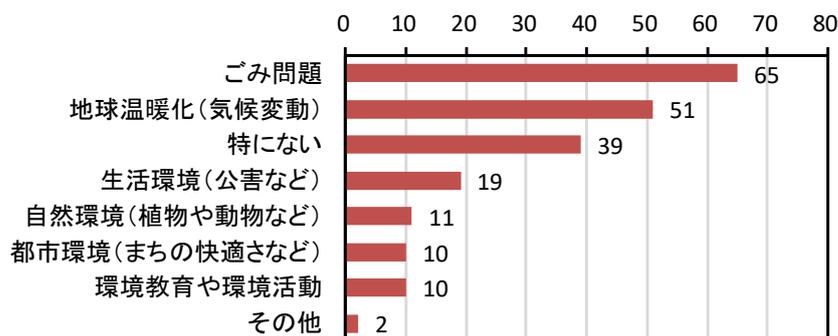
【環境問題のうち、大事だと思う分野】



市民、中学生、事業者のいずれも、「地球温暖化（気候変動）」への関心が最も高い結果となりました。

事業者では、市民や中学生に比べてごみ問題への関心の割合が高く、以下の設問からも、事業者がごみ問題の対応に苦慮していることがわかります。

【対応に苦労している環境問題（事業者のみ、あてはまるものをすべて選択）】



このほか、地域の環境に対する満足度では、中学生が 23 項目すべてで満足しているのに対して、大人（市民）が満足している項目は3項目でした。大人と子どもが見ている環境の違いにも注目していきたいと思います。

第3章 望ましい環境像と計画の基本方針

1. 望ましい環境像

【地球環境】【自然環境】【生活環境】とそれを守るための【人のつながり】を大切にしたい市を目指すため、望ましい環境像を次のように定めます。

地球環境	一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち
自然環境	他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち
生活環境	産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち
人のつながり	すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち

望ましい環境像が実現した入間市の将来像（イラスト）

2. 基本方針と施策体系

2-1. 基本方針

令和2年の第三次入間市環境基本計画策定時、望ましい環境像の実現に向けて5つの基本方針を設定していました。今回の見直しでは、当初の基本方針の一つ「循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進」について、循環型社会形成と地球温暖化対策に向けたそれぞれの取り組みをより強力に推進していくために分割することとし、6つの基本方針を設定します。

基本方針は、【地球温暖化】、【循環型社会】、【自然環境】、【都市環境】、【生活環境】の5つの分野と、その実現の基盤である【環境教育】から構成されます。

基本方針1	地球温暖化対策の推進
基本方針2	循環型社会の推進
基本方針3	豊かな自然環境と生物多様性の回復及び保全
基本方針4	住みやすさが実感できる都市環境の構築
基本方針5	安心して健康に暮らせる生活環境の保全
基本方針6	環境教育の推進と環境活動の実践

2-2. 施策体系

望ましい環境像	基本方針	基本施策
<p>・一人ひとりが、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち</p> <p>・他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことができるまち</p> <p>・産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち</p> <p>・すべての人がお互いのつながりを大切に、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち</p> <p>↓ ↓ ↓ ↓</p> <p>基本方針1及び2 基本方針3 基本方針4及び5 基本方針6</p>	<p>基本方針1 地球温暖化対策の推進</p>	<p>1. 気候変動の緩和</p> <p>2. 気候変動への適応</p>
	<p>基本方針2 循環型社会の推進</p>	<p>1. 3R+Renewable の徹底による循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進</p> <p>2. ごみの適正処理による公衆衛生の向上</p>
	<p>基本方針3 豊かな自然環境と生物多様性の回復及び保全</p>	<p>1. 生態系の保護</p> <p>2. 里地・里山の保全・活用</p>
	<p>基本方針4 住みやすさが実感できる都市環境の構築</p>	<p>1. 地域の緑の充実</p> <p>2. 歴史・文化を大切にした景観の保全</p>
	<p>基本方針5 安心して健康に暮らせる生活環境の保全</p>	<p>1. きれいな空気 きれいな水</p> <p>2. 騒音、振動、悪臭対策の推進</p>
	<p>基本方針6 環境教育の推進と環境活動の実践</p>	<p>1. 学びの場の充実</p> <p>2. 活動の場の充実</p>

具体的施策

関連する SDGs の目標

- 脱炭素社会の形成に向けた生活スタイルの転換
- 再生可能エネルギーの普及促進



- 気候関連災害に対するレジリエンス強化
- 気候変動影響の最小化



- 3R+Renewable の推進
- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進



- ごみの適正処理の推進



- 在来種の保護と外来種対策



- 里山等の生息環境の保全
- 畑の保全・活用



- 身近な緑の保全と創出



- 歴史、文化の継承



- きれいな空気の保全
- きれいな水質の保全



- 騒音、振動、悪臭の発生抑制



- 入間市の環境を学ぶ
- 環境情報の発信



- 環境を守り、より良くするための活動の実践
- 市民等による環境活動の支援



第4章 施策の展開と進行管理指標

基本方針1 地球温暖化対策の推進

関連する
SDGs の目標



【目指す入間市の姿】

地球温暖化対策の取り組みが広がり、温室効果ガスの排出量が最小限に抑えられた、脱炭素型のまちになっています。また、気候変動適応への取り組みを推進し、気候変動による生活への影響が最小限に抑えられています。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
気候変動の緩和	○脱炭素社会の形成に向けた生活スタイルの転換 ○再生可能エネルギーの普及促進
気候変動への適応	○気候関連災害に対するレジリエンス強化 ○気候変動影響の最小化



出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト

基本施策 1 気候変動の緩和

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼脱炭素社会の形成に向けた生活スタイルの転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入間市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者の脱炭素行動を促すとともに、市は率先行動により施設整備や脱炭素行動を徹底する。 ○スマホアプリを活用し、移動に係る行動変容を促し、脱炭素化を促進する。 ○公用車として導入した電気自動車のシェアリングにより、EV の普及を促進する。 <p>▼再生可能エネルギーの普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金の交付により、再生可能エネルギーの利活用を促進する。 ○地域新電力との連携によりエネルギーの地産地消を推進する。 ○PPA による公共施設への太陽光発電設備設置を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○部屋の照明を LED 照明に付け替える、省エネ性能の高い家電製品への買い替えなどにより、家庭での電力使用量を抑える。 ○住宅の新築やリフォームの際は、高気密・高断熱化や太陽光発電設備の設置により、一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指す ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化を検討する。 ○エコキュートやエネファームといった省エネ性能の高い給湯器を設置する。 ○地元で生産された食材を積極的に購入し、地産地消に努める。 ○節水を心がけ、水供給のためのエネルギー使用量を抑える。 ○荷物の受け取りの際は、宅配ボックスの設置、時間指定の利用などにより、再配達を削減する。 ○自動車やバイクを利用する機会を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用する。 ○自動車の買い替えの際は、電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の小さい自動車を選択する。 ○太陽光パネルなど、再生可能エネルギーを利用した発電システムを導入する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の照明を LED 照明に付け替える、省エネ性能の高いオフィス機器の導入などにより、事業所での電力使用量を抑える。 ○事業所の建物を高気密・高断熱化する。 ○ボイラーなど事業所の設備に省エネルギー型設備を導入する。 ○クールビズやウォームビズなど、日々の気温や職場環境等に応じた服装を選択し、過度な冷暖房の使用を控える。 ○地元で生産された食材を使用した商品開発に努める。 ○水の使用効率化やオフィスでの節水により、水供給のためのエネルギー使用量を抑える。 ○自動車やバイクを利用する機会を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用する。 ○環境負荷の小さい電力を調達する。 ○太陽光パネルなど、再生可能エネルギーを利用した発電システムを導入する。

第1章

第2章

第3章

第4章

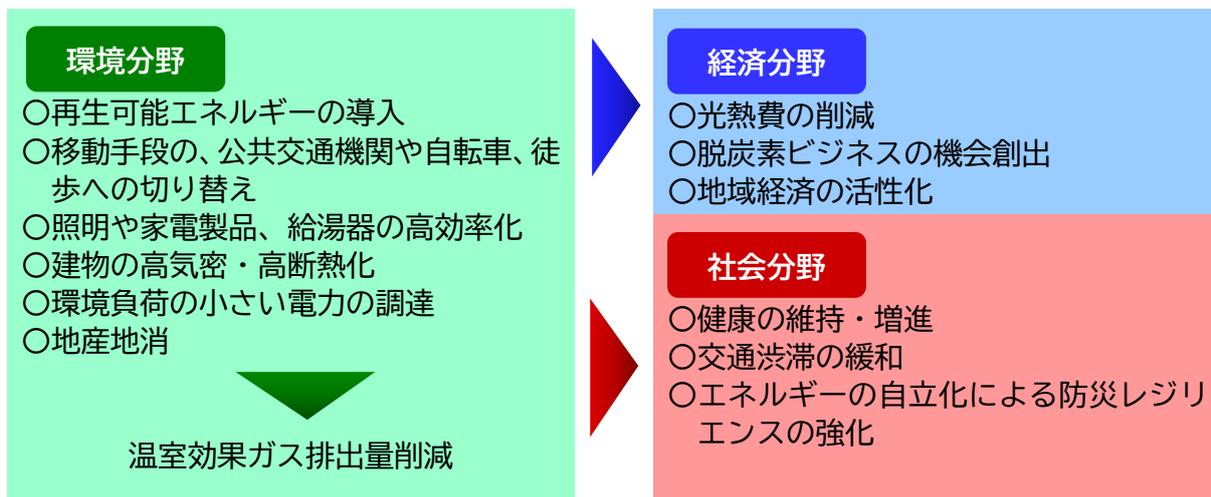
第5章

資料編

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
1	脱炭素社会の形成に向けた生活スタイルの転換	市域から排出される温室効果ガス排出量	770,491t-CO ₂ /年 (令和3年度)	491,180t-CO ₂ /年
2		市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量	11,202t-CO ₂ /年	6,505t-CO ₂ /年
3		脱炭素型ライフスタイル促進事業「サステナブルウォークいるまいる」による年間の脱炭素量	21.02t-CO ₂ /年	60t-CO ₂ /年
4	再生可能エネルギーの普及促進	家庭部門における再生可能エネルギーの導入割合	10.5%	40%
5		公共施設等における太陽光発電容量(累計)	199kW	1,717kW

【取り組みの実践による主なコベネフィット】

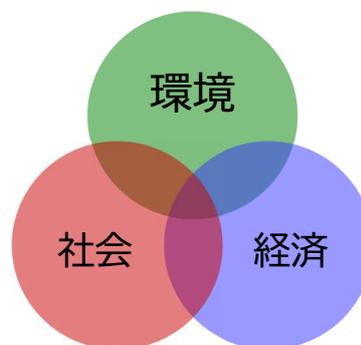


コラム コベネフィットとは

現代では、「環境」、「経済」、「社会」の3つの面が複雑に関わっています。持続可能な人間市にしていくためには、「環境、経済、社会の統合的向上」を目指す必要があります。

コベネフィットとは、一つの活動が生み出す、複数の分野の利益のことです。ここでは、地球温暖化対策や生物多様性保全といった環境分野の行動が、経済分野や社会分野の利益につながっていくことをいいます。

各主体が環境への取り組みを推進することで、SDGsの達成と「Well-being City いるま」の実現につながります。



基本施策2 気候変動への適応

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼気候変動災害に対するレジリエンス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動による災害から市民一人ひとりが自主的に身を守れるよう、防災訓練や防災に関する周知・啓発活動を実施する。 ○停電時に避難所等に電力供給ができるように、電気自動車及び可搬型給電器、V2Hを導入する。 <p>▼気候変動影響の最小化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川に流れ込む雨水が、一時期に集中しないよう、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進する。 ○熱中症対策を周知・推進する。 ○クーリングシェルターについて市民に周知する。 ○民間施設のクーリングシェルターの登録を推進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○適切に空調機器を使用し、熱中症を予防する。 ○打ち水や緑のカーテンの育成により、暑さ対策を行う。 ○各種ハザードマップを確認することで、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所・指定避難場所を把握し、自然災害に備える。 ○家庭用燃料電池や蓄電池の導入により、エネルギーを効率的に使うとともに、電力を蓄えることで、災害時の電力確保に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○適切に空調機器を使用し、熱中症を予防する。 ○打ち水や緑のカーテンの育成により、暑さ対策を行う。 ○冷房設備が整っている商業施設や店舗のクーリングシェルター登録に協力する。 ○暑さ指数の把握、空調服の活用、塩や飲料水の供給などの熱中症対策を行う。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
6	気候変動災害に対するレジリエンス強化	防災訓練参加者数	20,176人/年	25,000人/年
7		避難所に派遣可能な電気自動車の数	12台	25台
8	気候変動影響の最小化	クーリングシェルターの登録施設数	25施設	増加

第1章

第2章

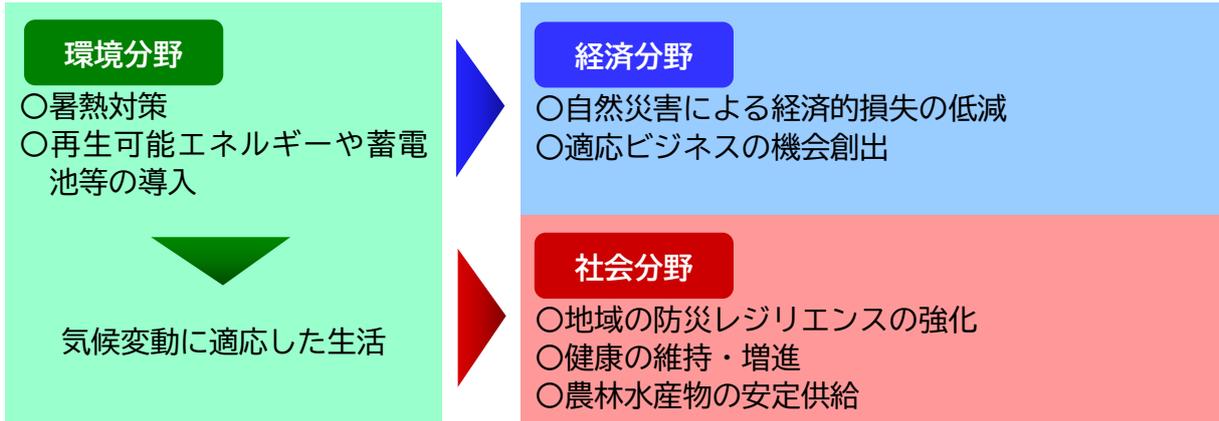
第3章

第4章

第5章

資料編

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



コラム クーリングシェルターとまちのクールオアシス

気候変動の影響により、夏季の猛暑日や熱帯夜の数が増加しており、熱中症により救急搬送された人や死亡者数は増加傾向にあります。

入間市では、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が発令された場合に、危険な暑さから避難するための施設として「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を指定しています。

熱中症特別警戒情報が発令された際には、クーリングシェルターの入口付近に右のようなのぼり旗を掲げます。

また、埼玉県でも、冷房の入った身近な施設を一時的な避難場所「まちのクールオアシス」として活用しています。

外出時は、体調が悪くなる前に近くのクーリングシェルターやまちのクールオアシスで涼みましょう。



のぼり旗イメージ

基本方針 2 循環型社会の推進

関連する
SDGs の目標



【目指す入間市の姿】

一人ひとりが廃棄物等の減量及び資源化に取り組み、資源を有効利用する資源循環型のまちになっています。また、ごみの分別・適正処理が徹底され、不法投棄のない衛生的な生活環境が保たれています。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
3R+Renewable の徹底による循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進	○3R+Renewable の推進 ○循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進
ごみの適正処理による公衆衛生の向上	○ごみの適正処理の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト

基本施策 1

3R+Renewable の徹底による循環経済
(サーキュラーエコノミー) への移行の推進

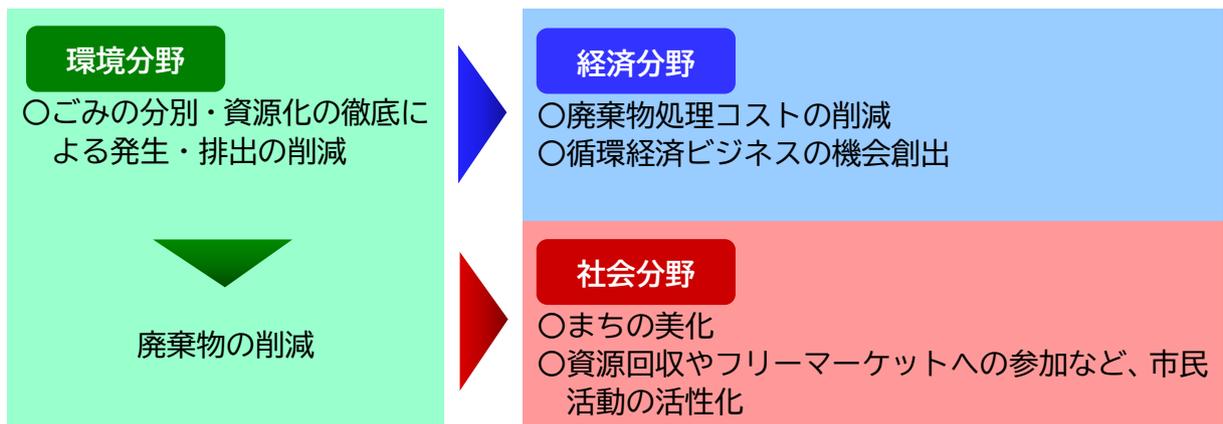
【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼3R+Renewable の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品ロス対策など家庭でできるごみを出さない生活スタイルの推進や、ごみの適正な分別による資源化、リユースの促進について、イベントやごみ分別アプリ、LINE 等により周知・啓発する。 ○事業系ごみの削減のために、県と連携したキャンペーンの実施や、搬入時の内容物検査の強化を行う。 ○生ごみの家庭内処理を促進するため、生ごみ処理器の購入者に対して購入費の一部を補助する。 ○ごみ排出の利便性や収集効率等を考慮し、収集スケジュールやごみ回収の有料化について検討する。 ○事業者による拠点回収を促進するために、市で回収拠点の周知を行う。 ○プラスチックごみの削減や分別の徹底を周知するとともに、市のイベント等で使用する使い捨てプラスチック製品について、環境に配慮したプラスチックや紙、木製製品への切り替えを推進する。 <p>▼循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃食油の回収・リサイクルを推進する。 ○市で回収したペットボトルは、水平リサイクル(ボトル to ボトル)によりペットボトル資源として活用する。 ○街路樹等の剪定枝を資源として活用する。 ○循環経済(サーキュラーエコノミー)について県と連携し、事例紹介等を通じて、市内企業の循環経済への移行を促進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入に努める。 ○食品の購入時、必要な分だけ、賞味期限や消費期限の近い食品を積極的に選ぶ。 ○食品の調理時に可食部をなるべく使い切ったり、食べ残しを減らしたりすることで、食品ロスを削減する。 ○生ごみは水切りをしてからごみ出しをする。 ○硬いプラスチック製品(歯ブラシ、スプーン、ハンガー、おもちゃなど)を「プラスチック・ビニール類」として資源回収に出す。 ○お菓子の箱等の紙製品は雑がみとして分別し、資源化を徹底する。 ○不要でもまだ使用可能なものは、フリーマーケットやリユースサイトを利用する。 ○食品を寄付するフードドライブに参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーン購入に努める。 ○業務のペーパーレス化を推進する。 ○外食産業では、調理時における食品ロスを削減する。 ○食品小売業では、少量での販売やバラ売り、てまえどりの推奨により、消費者の食品ロス削減を促す。 ○簡易包装やリターナブル容器の利用により、プラスチックの使用を抑制する。 ○耐久性の高い製品やリサイクルがしやすい製品、再生資源の利用など、環境に配慮した製品を製造・販売し、循環経済への移行に取り組む。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
9	3R+Renewable の推進	家庭ごみ排出量（市民一人当たりの1日の排出量）	483g/人/日	455g/人/日
10		事業ごみ排出量（年間処理量）	7,733t/年	7,409t/年
11		市で回収した物品のリユース品としての活用量	28.22t/年	35t/年
12		資源の拠点回収を行っている店舗等の登録拠点数	新規	25件
13		ごみの資源化率	23%	27.4%
14	循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進	家庭系廃食油回収・リサイクル事業による回収量	1,302kg/年	3,000kg/年

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本施策2 ごみの適正処理による公衆衛生の向上

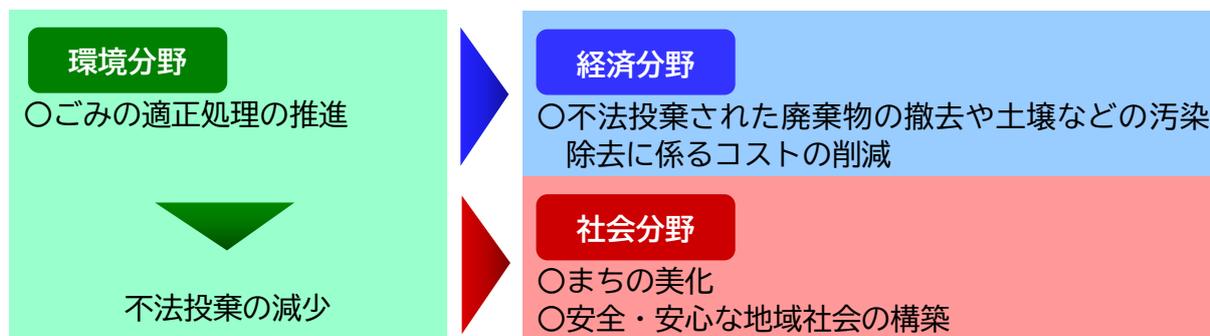
【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	▼ごみの適正処理の推進 ○環境保全に努め、ごみ焼却施設から発生する排ガスの分析結果を公開する。 ○不法投棄監視パトロールを行うとともに、看板の配布等により、不法投棄の発生を抑制する。
市民	○ごみは分別してごみ箱に捨て、ポイ捨てをしない。 ○土地を所有している場合、土地の周りへの柵の設置や除草により、ごみを投棄されにくいよう対策する。 ○不法投棄や不審な人物、自動車等を目撃したら、警察や産業廃棄物不法投棄 110 番（0120-530-384）に通報する。
事業者	○廃棄物の不法投棄や野外焼却をしない。 ○産業廃棄物の処理を専門業者に委託する際は、産業廃棄物マニフェスト（産業廃棄物管理票）を適切に運用する。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
15	ごみの適正処理の推進	不法投棄物撤去重量	61.5 t	55 t

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



基本方針3

豊かな自然環境と生物多様性の回復及び保全

関連する
SDGsの目標



【目指す入間市の姿】

狭山丘陵や加治丘陵などの自然環境が健全に保たれ、多様な生物が生息しています。また、一人ひとりが生物多様性の重要性を理解し、自然から得られる恵みを楽しんでいます。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
生態系の保護	○在来種の保護と外来種対策
里地・里山の保全・活用	○里山等の生息環境の保全 ○畑の保全・活用



加治丘陵に生息する特別天然記念物ニホンカモシカ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本施策 1 生態系の保護

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼在来種の保護と外来種対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○希少な生物や鳥獣の保護に努めるとともに、イベント等で保護について情報提供する。 ○外来種による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、専門の団体等と協力した対策を実施する。 ○特に被害が大きい特定外来生物については、広報いるま及び市公式ホームページ等を通じて、市民に周知する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑を守り、育てるための地域の保護活動やイベントに参加する。 ○市民農園・家庭菜園などでの農薬の適正管理や農薬散布時の周辺への飛散防止を徹底する。 ○野菜を購入する際は、有機農法による作物を選択する。 ○特定外来生物に関する知識を深めるとともに、特定外来生物等の外来種を確認した際は、自治体などに連絡する。 ○外来種を飼養・栽培している場合は、適切に管理、処分を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑を守り、育てるための地域の保護活動やイベントに積極的に取り組む。 ○土壌の有機物のバランスや、土壌生物などへの影響が少ないとされる有機農法を用いることで、農地における生態系の保全に努める。 ○生態系への影響が懸念される農薬の使用に当たっては、周辺環境に配慮する。 ○特定外来生物に関する知識を深めるとともに、特定外来生物等の外来種を確認した際は、自治体などに連絡する。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
16	在来種の保護と外来種対策	自然環境保護に関するイベントへの参加者数	550人	700人

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



基本施策2 里地・里山の保全・活用

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼里山等の生息環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（仮称）加治丘陵さとやま自然公園の整備を推進し、活用策について検討する。 ○ボランティア団体などの市民と行政（市）との協働による、里地里山の維持管理体制の充実を図る。 ○加治丘陵の散策や自然観察などを楽しむことができるように、園地や遊歩道などの施設整備を計画的に行う。 ○（狭山丘陵）さいたま緑の森博物館と連携・協力して、保全と活用を推進する。 ○重要な斜面林において、希少植物の生育状況を確認し、より確実な保全策を検討する。 ○河川周辺に広がる優れた自然環境を河川と一帯として保全・活用する。 ○OECM 登録、自然共生サイト認定の促進に向けて、生物多様性の維持・回復等の活動を行う企業や民間団体等に対して情報提供等の支援を行う。 <p>▼畑の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有機農業を実践する農業者への支援を通じて、有機農業の促進を図る。 ○地場農産物のブランド化、プロモーションにより、農業生産を振興する。 ○各地域で農地の将来計画となる「地域計画」を策定し、農地の利用を促進する。 ○生産者と消費者の交流を通じて地産地消を促進する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○丘陵地や自然公園の整備などの保全活動に参加する。 ○ボランティア団体などの市民と行政（市）が協働で行う維持管理活動に参加する。 ○丘陵地の散策や自然観察など身近な自然とふれあう。 ○河川などの環境保全活動や清掃活動などに参加する。 ○有機農業に関する知識を深めるとともに、その農法で作られた農産物を購入するように努める。 ○農産物直売所などを利用することで地産地消を心がける。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○丘陵地や自然公園の整備などの保全活動に積極的に取り組む。 ○河川などの環境保全活動や清掃活動などに積極的に取り組む。 ○有機農法や農薬の削減など、環境負荷の軽減に配慮した農業を目指す。 ○食材の調達において、地産地消を心がける。

第1章

第2章

第3章

第4章

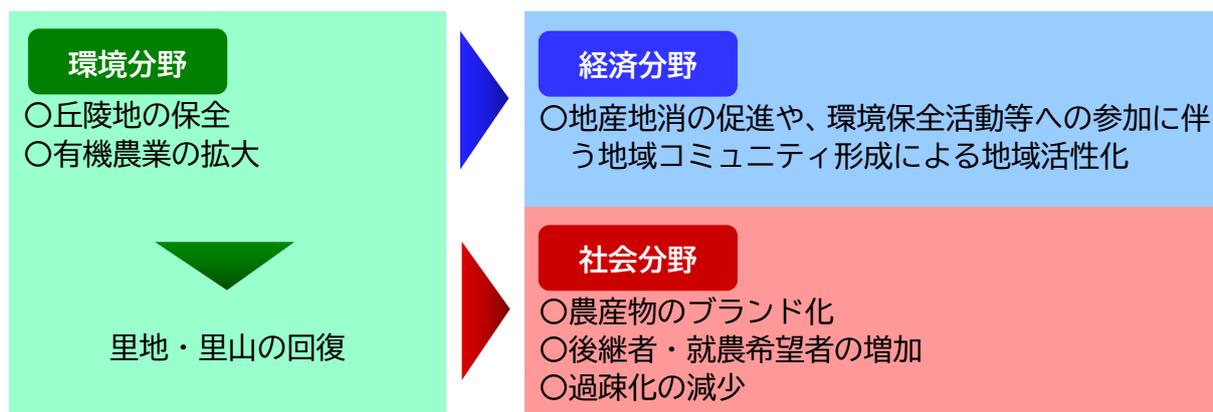
第5章

資料編

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
17	里山等の生息環境の保全	加治丘陵の公有地化の推進	130.2ha	131.6ha
18		水辺の野生動植物の生息・生育地の保全面積	1.5ha	維持
19	畑の保全・活用	地域計画の策定地区数	新規	3地区
20		遊休農地の面積	4.97ha	4.97ha以下

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



基本方針4

住みやすさが実感できる都市環境の構築

関連する
SDGsの目標



【目指す人間市の姿】

公園や緑地といった市街地の緑が整備され、レクリエーション空間や生物多様性の保全、災害時の避難場所など多様な役割を担うことで良好な都市環境が形成されています。また、歴史的建造物や文化財を適切に維持するとともに、観光資源としても有効活用しており、まちの魅力向上につながっています。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
地域の緑の充実	○身近な緑の保全と創出
歴史・文化を大切にした景観の保全	○歴史、文化の継承

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本施策1 地域の緑の充実

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	▼身近な緑の保全と創出 ○住宅地での植樹や緑化の促進のため、苗木配布制度の継続と充実を図る。 ○地域に残る貴重な平地林を保全するため、保護樹林・市民の森・保護樹木等の保全制度の有効な活用を検討する。 ○ボランティアにより公共用地の緑化を推進する。 ○市街化区域内で公園が不足している区域に、公園の整備を進める。
市民	○生垣の設置や家庭菜園、「花いっぱい運動」への参加などにより、家庭や地域の緑を増やす。 ○街路樹など、まちなかのみどりを大切にする。 ○花やみどりを楽しむイベントに参加する。
事業者	○屋上緑化や壁面緑化、生垣の設置などにより、事業所など自己所有地の緑化を推進する。 ○CSR活動として公園や道路の清掃活動に参加する。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
21	身近な緑の保全と創出	市街化区域の緑被率	16.6% (平成29年度)	17.1% (令和10年)

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



基本施策2 歴史・文化を大切にした景観の保全

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	▼歴史、文化の継承 ○身近な文化財を活かし、郷土の魅力の再認識につながる事業を実施する。 ○旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行などの近代遺産の保存、魅力ある活用事業に取り組む。
市民	○身近な文化財や歴史的遺産について学ぶ。 ○市の文化財保護啓発事業に参加する。 ○伝統文化活動団体の事業に参加する。
事業者	○CSR 活動として市の文化財保護啓発事業に参加する。 ○伝統文化活動団体との協働をはかる。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
22	歴史、文化の継承	文化財保護啓発事業への参加人数	169人/年 (令和4年度)	250人/年

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針 5

安心して健康に暮らせる生活環境の保全

関連する
SDGs の目標



【目指す入間市の姿】

大気や水環境が保全され、騒音・振動、悪臭の発生が抑制されることで、人々の健康が保護され、良好な生活環境が維持されています。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
きれいな空気 きれいな水	○きれいな空気の保全 ○きれいな水質の保全
騒音、振動、悪臭対策の 推進	○騒音、振動、悪臭の発生抑制

基本施策 1 きれいな空気 きれいな水

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼きれいな空気の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入間一般環境大気測定局の測定状況について定期的に監視、評価する。 ○埼玉県条例で定められているアイドリング・ストップの周知を行う。 ○ハイブリッド車や電気自動車などのエコカーの普及促進を行う。 ○タイヤから発生するPM2.5を抑制するため、エコドライブの推進を行う。 ○公共交通機関の利用を促進する <p>▼きれいな水質の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化調整区域内の合併処理浄化槽の普及及び補助制度のPRに取り組む。 ○法令に基づく規制基準を遵守するよう工場・事業者等へ立入検査・指導を行う。 ○環境保全や浄化対策のため、水質調査を定期的に行う。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブを心がける。 ○例外的に認められている場合を除き、野外焼却（野焼き）を行わず、廃棄物の適正処理を徹底する。 ○ごみのポイ捨てをしない。 ○調理くずや食べ残しを排水溝に流さない、洗剤を適量で使用するなど、生活排水を減らす。 ○調理後の使用済み食用油（廃食油）は、市内のスーパーマーケットの回収ボックスに持ち込むなどして、排水溝に流さない。 ○お風呂の残り湯を洗濯に使用する。 ○合併処理浄化槽を適正に維持管理する。 ○地域の美化活動に参加する。 ○公共交通機関の利用を心がける。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブを心がける。 ○例外的に認められている場合を除き、野外焼却（野焼き）を行わず、廃棄物の適正処理を徹底する。 ○建築物等の解体等工事の際は、石綿（アスベスト）が使用されていないか事前調査を行うとともに、飛散防止対策を徹底する。 ○工場や事業場で扱う有害化学物質などについて、適切な管理を行う。 ○工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、排水基準以下の濃度で排水する。 ○廃棄物や残土の適正処理を徹底する。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
23	きれいな空気の保全	光化学スモッグ注意報の発令件数	3回/年	2回/年以下
24	きれいな水質の保全	河川水質調査結果のうち、年間平均でBODの75%値が環境基準を達成した地点の割合	78%	100%

第1章

第2章

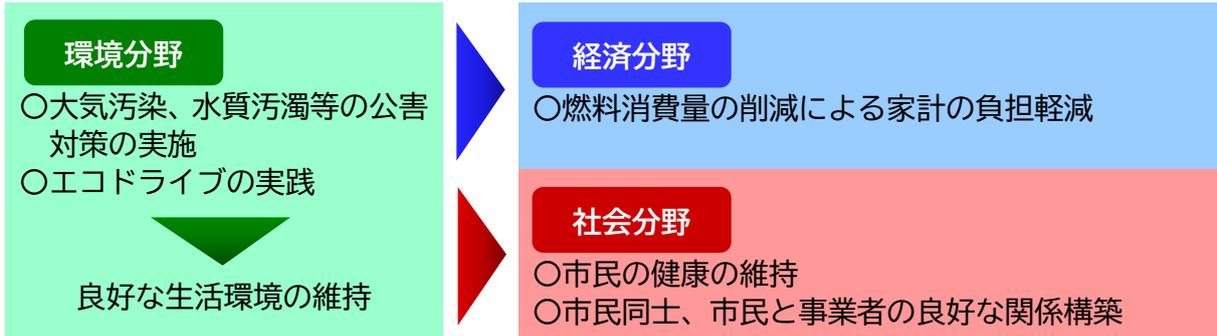
第3章

第4章

第5章

資料編

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



コラム エコドライブを心がけましょう

時間と心にゆとりを持って運転することで、燃料消費量やCO₂排出量が減り、地球温暖化防止につながります。また、お財布にもやさしく、交通事故も減らすことができます。そんな、環境だけでなく、社会にも良い効果をもたらすアクションが「エコドライブ」です。小さなことから意識して行動に移してみましょう。

<p>ふんわりアクセル 「eスタート」</p>	<p>減速時は早めに アクセルを離そう</p>	<p>自分の車の燃費を 把握しましょう</p>
<p>車間距離をあけて、加速・減速の少ない運転</p>	<p>エアコンの使用は 適切に</p>	<p>ムダなアイドリングは やめましょう</p>
<p>渋滞を避け、 余裕をもって出発</p>	<p>タイヤの空気圧から 始める点検・整備</p>	<p>不要な荷物は おろしましょう</p>
		<p>走行の妨げとなる 駐車はやめましょう</p>

出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト (ECO DRIVE チラシを加工して作成)
エコドライブ 10 のすすめ

基本施策2 騒音、振動、悪臭対策の推進

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ▼騒音、振動、悪臭の発生抑制 ○騒音、振動などの相談について、原因者への指導などにより改善を図る。 ○畜舎等から発生する悪臭防止対策を推進する。 ○交通量が多い主要道路の騒音等を調査する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○アイドリング・ストップにより、騒音の発生を抑える。 ○日常生活において騒音・振動、悪臭の発生を抑える。 ○犬のフンは持ち帰る。 ○路上喫煙をしない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○低騒音型・低振動型機器の導入や遮音壁の設置、騒音・振動の発生源となる機器の屋内への配置、アイドリング・ストップの徹底などにより、工場・事業場等からの騒音・振動の発生を抑制する。 ○低騒音型・低振動型の建設機械を使用するなど、建設工事に伴う騒音・振動の発生を抑制する。 ○施設・事業所のこまめな清掃・メンテナンス、脱臭装置の設置などの臭気対策を行う。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
25	騒音、振動、悪臭の発生抑制	公害苦情（騒音、振動、悪臭）の相談件数	58件/年	40件以下/年

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

基本方針 6

環境教育の推進と環境活動の実践

関連する
SDGs の目標



【目指す入間市の姿】

誰もが、自らの活動が環境に負荷を与えているという自覚を持ち、環境を守るため自分にできることを考える習慣が身についています。また、市民や事業者、環境団体といった各主体の連携・協力により、自然環境の保全やまちの美化といった環境保全活動が行われています。

【施策の方向性】

基本施策	具体的施策
学びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○入間市の環境を学ぶ ○環境情報の発信
活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○環境を守り、より良くするための活動の実践 ○市民等による環境活動の支援



出典：環境省 COOL CHOICE ウェブサイト

基本施策 1 学びの場の充実

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼入間市の環境を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イベントや説明会等を開催し、市民が「入間市の環境」を学び体験する機会を創出する。 ○出前講座として、入間市の環境や自然等をテーマとした講座を提供する。 ○小中学校における環境教育を推進する。 ○市役所職員に向けて、研修や掲示板での掲示等による環境教育及び意識啓発を行う。 <p>▼環境情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市の地球温暖化対策の取り組み状況や、市の二酸化炭素排出量データ、脱炭素のための国民運動「デコ活」について市公式ホームページで公表し、市民と共有する。 ○環境基本計画の進捗状況を年度ごとに「環境報告書」にとりまとめ公表する。公害の状況をまとめた「入間市の環境調査概要」を公表する。 ○広報いるまや YouTube、X、LINE、ラジオ、ケーブルテレビ放送を活用し、環境に関する情報を適切な媒体で周知する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する本や記事を読み、環境問題に関する理解を深める。 ○環境をテーマにした講演会やイベント等に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動に取り組む。 ○環境に関する記事の共有により、従業員の環境問題に関する理解を深める。 ○出前講座の実施など、市民向けの環境教育プログラムを提供する。 ○環境に関する取り組みについて、環境報告書の作成・公表などにより情報提供を行う。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
26	入間市の環境を学ぶ	環境に関するイベント、出前講座等の参加者数	2,581人/年	3,750人/年
27	環境情報の発信	市公式ホームページ内の、入間市の環境情報に関するページのアクセス数	254回/年	2,000回/年

第1章

第2章

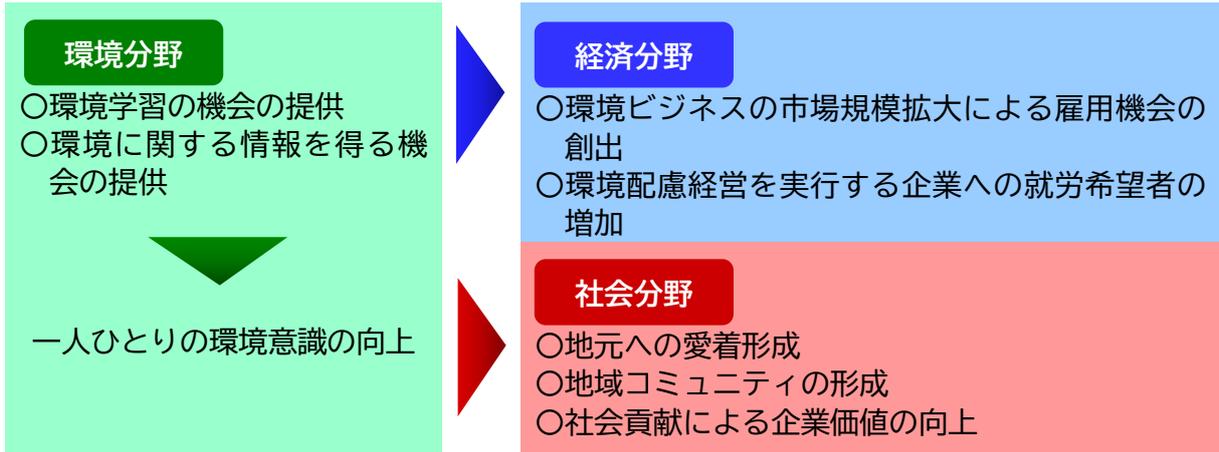
第3章

第4章

第5章

資料編

【取り組みの実践による主なコベネフィット】

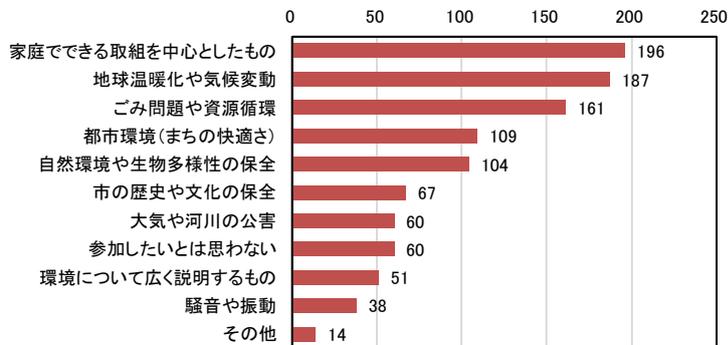


コラム 環境教育に関する市民・中学生の意識

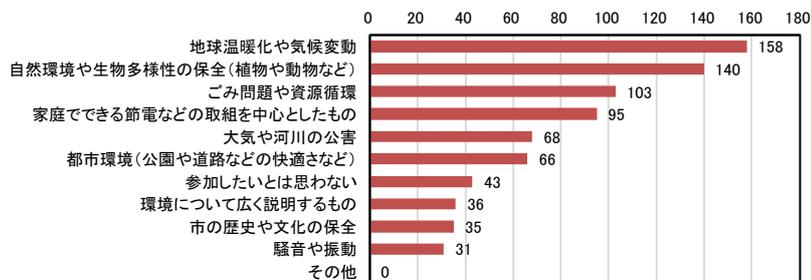
市民及び中学生を対象としたアンケートで、環境教育について調査しました。

【参加したいと思う環境についての講習会やイベントのテーマ
(あてはまるものをすべて選択)】

市民では、「家庭でできる取組を中心としたもの」が最も多く、「地球温暖化や気候変動」、「ごみ問題や資源循環」が続きました。



中学生では、「地球温暖化や気候変動」が最も多く、「自然環境や生物多様性の保全」、「ごみ問題や資源循環」が続いています。



基本施策2 活動の場の充実

【各主体の役割】

取組の主体	主な取組内容
市	<p>▼環境を守り、より良くするための活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サステナブルウォークいるまいるの実施により、移動の脱炭素化の実践を促進する。 ○リサイクルプラザを拠点として、市民ボランティアを中心にミニフリーマーケット、再生品の製作・販売、体験事業などを実施する。 ○市民清掃デーの実施により、地域ぐるみの環境美化活動を推進する。 ○自然かんさつ会で、雑木林、湿地、河川、市街地などの身近な自然の植物、鳥、昆虫を観察する。 ○ボランティア団体などの市民と行政（市）との協働による、里地里山の維持管理体制の充実を図る。（再掲） <p>▼市民等による環境活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区・自治会や子ども会などで行っている資源回収に対し、資源再利用奨励補助を行う。 ○緑のボランティア参加者が必要とする講習会やボランティア講座等の開催を検討する。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民清掃デーなど、地域の環境保全活動に参加する。 ○自然かんさつ会など、自然環境と触れ合う体験教室や活動に参加する。 ○サステナブルウォークいるまいるに参加し、徒歩や自転車での移動の機会を増やす。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムの導入により、環境経営に取り組む。 ○環境に配慮した製品開発など、環境ビジネスに挑戦する。 ○サステナブルウォークいるまいるに参加し、通勤時等の移動における徒歩や自転車での移動の機会を増やす。

【成果指標】

指標番号	具体的施策	成果指標	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
28	環境を守り、より良くするための活動の実践	脱炭素型ライフスタイル促進事業「サステナブルウォークいるまいる」の累計参加人数	3,200人	10,000人
29		自然保護に関する活動への市民の参加人数	1,063人/年	1,160人/年
30		加治丘陵山林管理ボランティア団体数	10団体	維持
31	市民等による環境活動の支援	ボランティア向けの講習会累計参加者数	40人	280人

第1章

第2章

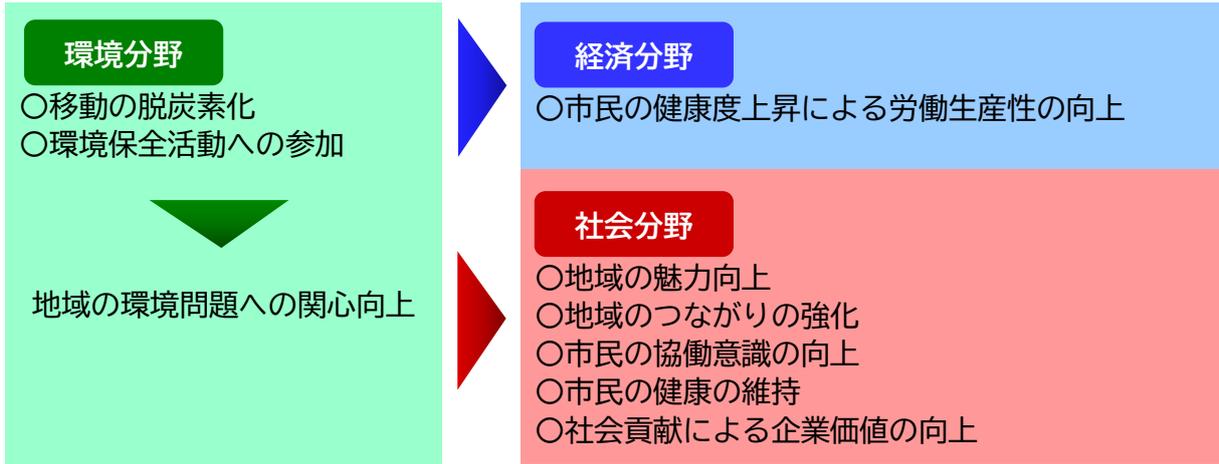
第3章

第4章

第5章

資料編

【取り組みの実践による主なコベネフィット】



コラム サスティナブルウォークいるまいる



出典：入間市ホームページ
「サスティナブルウォーク いるまいる」紹介ページ

令和5年5月から本格的にスタートした「サスティナブルウォークいるまいる」は、入間市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促し、ゼロカーボンシティの実現を目指す取り組みです。

スマートフォン用アプリ「SPOBY（スポビー）」をダウンロードすることで誰でも参加可能となっており、日頃の生活における徒歩・ランニング・自転車による移動で脱炭素ポイント（移動距離）やジュエル（歩数）をためることで、市内協賛店舗の特典の抽選に参加できます。

令和4年度の実証では、1年間の総参加者数は3,045人で、脱炭素量は20.59t/年と車で日本一周を6回分できる距離（84,768.20km）となりました。

入間市コミュニティ総参加者数



入間市民 1年間取り組んだ結果

脱炭素量
20.59 t/年

日本一周 6回分 **84768.20** km



※三井アウトレットパーク入間で開催されたシンポジウム(令和6年3月3日)で公表。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 市内の連携・協力

本計画に基づく各施策について、エコ・クリーン政策課がとりまとめ、関係課と連携・協力して計画を推進します。

(2) 多様な主体との連携・協力

市民・事業者といった各主体と連携・協力して様々な取り組みを推進するとともに、それぞれが主体的に活動できる環境をつくります。

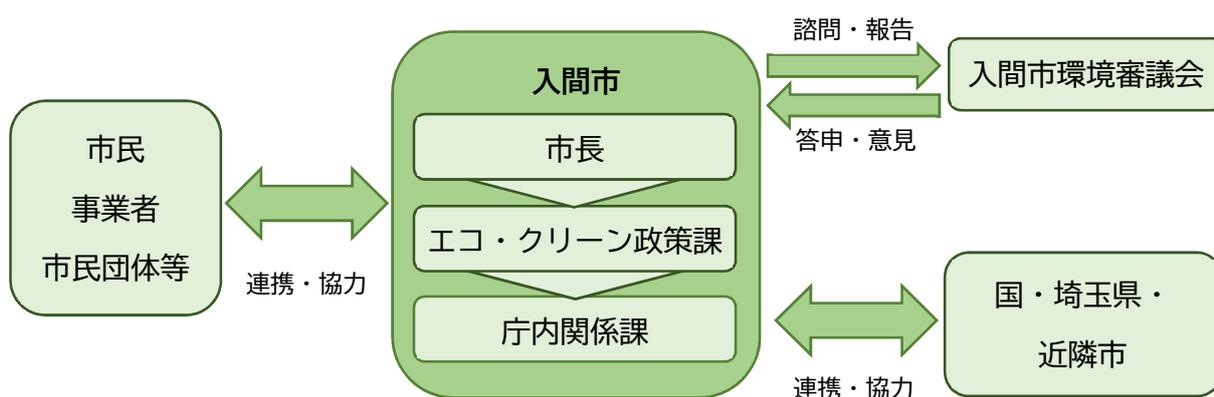
また、令和32(2050)年のゼロカーボンシティ実現に向けては、入間市ゼロカーボン協議会での協議・検討に基づき、例えば再エネの導入や地域新電力の創出によるエネルギーの地産地消と、それらの取り組みによる防災レジリエンス強化など、地域課題解決にもつながる取り組みを官民連携で進めていきます。

(3) 国、埼玉県、近隣市との連携

市域にとどまらない広域的な環境問題については、国や埼玉県、埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）構成市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市）などとの情報共有、連携により、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

(4) 審議会

市民・事業者・学識経験者等で構成される入間市環境審議会において、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議するほか、計画の改定や進行管理を行います。



推進体制

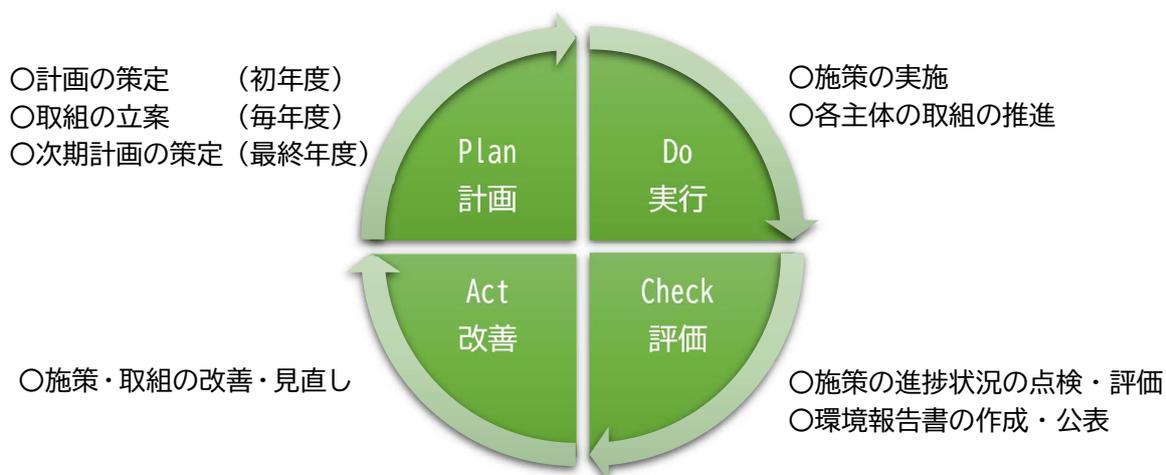
2. 進捗管理

本計画の推進に当たっては、各取り組みと進行管理指標の担当課が点検を行い、PDCA サイクルに基づいて評価・見直しを行います。

計画の進行管理については、以下の2通りのPDCA サイクルを循環させていきます。

- 1) 本計画全体の進行管理に係るPDCA
- 2) 各年度の進行管理に係るPDCA

各年度における進捗状況の点検・評価の結果は、引き続き「入間市環境基本計画環境報告書」を毎年度作成し、公表します。環境報告書についても、市民や事業者が環境の現状を理解し、更なる取り組みにつながるよう、継続的に改善を図ります。



本計画のPDCAサイクル

資料編

1. 第三次入間市環境基本計画改定経過

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

2. 入間市環境審議会委員名簿

任期 令和5年10月1日 ~ 令和7年9月30日

役職	氏名	選出区分	備考
会長	黒瀧 孝秀	団体選出（松田産業株式会社）	
副会長	山畑 雅浩	団体選出（入間市商工会）	任期：令和6年5月16日～
委員	稲子谷 昂子	団体選出（環境省関東地方環境事務所）	任期：令和6年4月1日～
	浦 国男	団体選出（いるま野農業協同組合）	
	倉田 まさみ	公募	
	小平 美雪	公募	
	坂野 晶	団体選出（一社 ゼロ・ウェイスト・ジャパン）	
	嶋田 知英	団体選出（埼玉県環境科学国際センター）	
	高村 賢二	団体選出（入間市工業会）	
	手塚 晋	団体選出（埼玉県西部環境管理事務所）	任期：令和6年4月1日～
	新関 隆	知識経験者（東京家政大学）	
	平井 純子	知識経験者（駿河台大学）	
	平塚 基志	知識経験者（早稲田大学）	
	牧田 誉子	公募	
	吉野 珠美	団体選出（一社 入間青年会議所）	

※敬称略

3. 諮問・答申

3-1. 諮問書

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

3-2. 答申書

4. 入間市環境基本条例

平成10年9月30日条例第31号

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれ、人々は、その環境を享受して生活を営み、産業をおこし、文化をはぐくみ、暮らしやすいまちを築いてきた。

しかしながら、日常生活や事業活動などに伴う環境への負荷の増大が、地球規模という空間的な広がりや将来の世代にもわたる時間的な広がりを持つ問題となっている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちは、私たちを取り巻く環境が自然の生態系の均衡の下に成り立つ有限なものであることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を継承していくとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会を構築していかなければならない。

このためには、環境の保全及び創造に関する基本的な方向を定め、市、市民及び事業者が共通の認識に立って、それぞれの立場から具体的な取組を行うことが必要である。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちをつくるため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な環境を享受するとともに、良好な環境が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を継続的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、日常生活及び事業活動において、地球の環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減、環境汚染の防止その他の環境の保全及び創造に自ら取り

組むとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、公害の防止、自然環境の保全等に係る施策を継続し、その充実に努めるとともに、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) うるおいとやすらぎのある都市環境の創造に関すること。

(2) 資源の循環利用、廃棄物の発生抑制、エネルギーの有効利用等に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解及び認識を深めるため、環境学習の推進に努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、入間市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(総合的調整)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、環境の保全及び創造に関する市の主要な施策又は方針の立案に際し、総合的な調整を行うものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、前条の活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境学習の充実)

第13条 市は、市民等が環境への意識を高め、環境に配慮した取組が推進されるように、学校、地域、職場、家庭等の場を通じて、環境学習の充実に努めるものとする。

第14条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の作成等)

第16条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を毎年度作成し、及び公表しなければならない。

(市民等の意見)

第17条 市民等は、前条の報告書が公表された日から市長が定める日までに、当該報告書について市長に意見書を提出することができる。

(環境審議会の意見)

第18条 市長は、前条の市長が定める日後、速やかに第16条の報告書について環境審議会の意見を聴かなければならない。

1 市長は、前項の規定により環境審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を環境審議会に提出するものとする。

2 市長は、当該報告書について環境審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第19条 市は、環境の状況の把握並びに環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市は、市民等と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国

及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

5. 入間市環境審議会条例

平成9年9月30日 条例第18号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、入間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、環境の保全に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(平13条例3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平13条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部エコ・クリーン政策課において処理する。

(令3条例24・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(入間市公害対策審議会条例の廃止)

2 入間市公害対策審議会条例(昭和52年条例第11号)は、廃止する。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(令和3年条例第24号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

6. 用語解説

【数字、A～Z】

BOD（生物化学的酸素要求量）

（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。単位は mg/L（ミリグラムパーリットル）。この値が大きいほど水質が悪いと判断される。

COP（コップ）

一般的には国際条約の締約国会議のことで、本計画においては、気候変動枠組条約の締約国会議を指す。COP21 は第 21 回締約国会議（2015（平成 27）年、パリ）、COP26 は第 26 回締約国会議（2021（令和 3）年、グラスゴー）。

CSR 活動

企業が利益の追求だけでなく、関係するあらゆる人にとってプラスになるように取り組む活動のこと。具体的な事例として、「環境」への取り組みとして CO₂削減植林活動を行うなど、社会貢献性が高く評価された CSR 活動がある。

EV

「Electrified Vehicle（＝電動車）」の略語で、一般的に「電気自動車」のことをさす。

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、環境に与える影響を分析して環境リスクを最小限に抑えるための枠組を構築することを目的としている。

LED（Light Emitting Diode）

発光ダイオードのこと。電気を流すと光る性質を持ち、照明機器や液晶 TV のバックライト等に利用されている。なお、LED 照明は寿命が長い、消費電力が少ない、環境負荷物質を含まないなどの特長がある。

OECD

保護地域以外で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されている地域のこと。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 2.5μm（μm（マイクロメートル）は 1mm の 1,000 分の 1）以下の非常に小さな粒子の総称。

PPA（電力購入契約）

「Power Purchase Agreement」の略称で、発電事業者（および小売電気事業者）と電力の使用者との間でおこなわれる、主に再生可能エネルギーを

発電するための電力契約のことをさす。企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地に、事業者が無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が使用することで、電気料金と CO₂排出の削減ができる。

Renewable（リニューアブル）

再生可能な資源に替えることを意味しており、具体的には、環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材を、バイオマスプラスチックのような循環型の素材に替えていく取り組みが挙げられる。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲット、232 のインディケ이터（指標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）という理念をもつ。

t-CO₂

温室効果ガスの排出量を示す単位。二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、温室効果の能力をもとに、二酸化炭素排出量に換算して計算する。

V2H

「Vehicle to Home」の略称。具体的には、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）のバッテリーに貯めている電力を、自宅で使えるようにする機器のことである。

Well-being（ウェルビーイング）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。国の環境基本計画では「高い生活の質」としている。

Wh（ワット時）

電力量を表す単位で、1w の電力を 1 時間使用した場合の電力量が 1Wh となる。k（キロ、千倍）、M（メガ、100 万倍）、G（ギガ、10 億倍）、T（テラ、1 兆倍）等をつけて使用することもある。

ZEH（ゼッチ）

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、高気密・高断熱化による省エネや、太陽光発電設備や蓄電池等の導入による創エネなどにより、一次エネルギーの年間消費量が実質ゼロとなる住宅のこと。光熱費を抑えられる経済的メリットの他、室温を一定に保ちやすくなることによる健康リスクの低減、災害時の対策にもつながる。

【あ～お】

アスベスト

石綿ともいわれる繊維状鉱物で、耐熱性や耐薬性にすぐれていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていた。しかし、吸入した場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因になるとされているため、新たな製造・使用等は禁止されている。平成17年6月以降、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことを受け、規制対象の建築物の規模要件の撤廃や対象建築材料の拡大、工作物の追加等、規制が拡充・強化されている。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系廃棄物（いわゆる家庭ごみ）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物も事業系一般廃棄物として含まれる。

運輸部門

最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー消費等を示す部門。

エコアクション21

環境省が策定した環境マネジメントシステムの一つで、中小企業や地方自治体による自主的・積極的な環境配慮に対する取り組みを促進するための制度。

屋上緑化・壁面緑化

建築物等の構造物の表層に人工の地盤を作り、植栽により緑化すること。一般的に、軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。壁面緑化も広い意味で屋上緑化と捉えることができる。建築物等の緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、建物内の消費エネルギーの軽減、生物の移動空間としての効果がある。

温室効果ガス

赤外線を吸収する性質を持つガスの総称。温室効果ガスによって地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する現象を温室効果という。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7物質がある。

【か～こ】

海洋プラスチック

人間活動により廃棄されるなどして海洋に漂う

プラスチック。特に、直径5mm以下の小さなプラスチック片をマイクロプラスチックという。水中や土壌に広く拡散し、分解されにくいいため、長期間にわたって残留する。魚や貝類などの海洋生物に摂取されることで、食物連鎖を通じて海洋生態系に悪影響を与えている他、人の健康に影響を与える可能性が指摘されている。

外来生物

他の地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の生息地の外に生息または生育する生物。外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものを特定外来生物という。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中にたい積し、長い年月の間に変成してできた、石炭、石油、天然ガスなどの有機物燃料の総称。化石燃料の燃焼に伴って発生するCO₂は地球温暖化の大きな原因となっており、硫酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっている。資源の有限性及び環境問題解決の観点から、化石燃料使用量の削減、化石燃料に替わるエネルギーの確保が大きな課題となっている。

家庭部門

最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費などを示す部門。

可搬型給電器

電気自動車と接続して電気を使用することができる持ち運び可能な電力供給装置で、レジャーや工事現場のほか、非常用電源としても利用できる。

環境基準

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

環境基本計画

国や地方自治体が、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

環境基本法

環境政策の基本理念を示し、国、自治体、事業者及び国民の責務を定めた法律。

環境負荷

人間が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

環境報告書

事業者が事業活動における環境配慮の方針、計画、取組状況等を取りまとめた文書。

希少な生物

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）やレッドデータブックにより指定されている、絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。

協働

立場が異なる複数の団体や個人などが、共通の目標や課題に対して対等な関係で協力し合うこと。互いの特性を生かし、役割分担しながら取り組むことで、単独では解決が困難な課題や目標を達成する。

業務部門

最終エネルギー消費のうち、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを示す部門。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成13年には「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行された。

コベネフィット

相乗便益や共便益とも呼ばれ、一つの活動が副次的・間接的・相乗的に様々な利益につながっていくことをいう。高断熱住宅に住むことで、省エネになるだけでなく、ヒートショックなどの健康リスクを減らす効果を示すことなどが挙げられる。

【さ～そ】

サーキュラーエコノミー（循環経済）

使い捨てを基本とする従来の経済システムとは異なり、資源を循環利用することにより、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す経済システムのこと。

埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）

所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市で構成され、豊かで魅力あふれる地域づくりを目的として、少子高齢化や人口減少といった課題に連携して解決を図りながら、広域的な視点で様々な活動を行う協議会。

サスティナブルウォークいるまいる

入間市民の脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進するための取り組み。スマートフォン用アプリ「SPOBY（スポビー）」を活用し、日頃の生活に

おける徒歩・ランニング・自転車による移動で脱炭素ポイント（移動距離）・ジュエル（歩数）をためることにより、市内の協賛店舗の特典との抽選に参加することができる。

里地・里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、かつては薪炭用材や落ち葉の採取、農業生産など、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地やため池、草原等で構成され、多様な動植物の生息・生育環境となっている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、産業廃棄物を排出した事業者が適正な処理に責任をもつ。

産業部門

最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー等を示す部門。

持続可能な開発目標（SDGs）

「SDGs」を参照。

循環型社会

資源の有効活用により、環境への負荷が低減される社会。

省エネルギー

石油や石炭、天然ガスなどのエネルギー資源の消費を抑えるため、エネルギーを効率的に利用すること。電気代やガス代の節約、温室効果ガスの削減などにつながる。

水質汚濁

人間の活動により、有機物や有害物質が河川、湖沼等に排出され水が汚れること。発生源には、生活排水、工場排水、農業排水、畜産排水などがあり、水生動植物の減少・死滅、水産業への影響、悪臭などの影響がある。

生活環境

人間の生活に関わる物質的・精神的な環境との結びつきのこと。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川などから、地球という巨大な空間まで、様々な捉え方ができる。

生態系サービス

食料や水、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価 (MA)」では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類している。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画。現在の「生物多様性国家戦略2023-2030」は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応した戦略で、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指している。

ゼロカーボン

温室効果ガスまたはCO₂の排出量を減らし、森林による吸収量と相殺して、実質的な排出量をゼロにすること。

ゼロカーボンシティ宣言

二酸化炭素排出量実質ゼロの都市、ゼロカーボンシティを目指す旨を、首長自らがまたは地方自治体として公表すること。

【た〜と】

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

脱炭素

化石燃料の使用を削減し、エネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入などに取り組むことで、地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガスの排出を削減すること。

脱炭素社会

社会全体で脱炭素化を推進し、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

地球温暖化

温室効果ガスの排出量増加により、地球の平均気温が上昇していること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基

づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球環境

地球規模で生じる環境への影響を指し、地球温暖化、生物多様性の減少、酸性雨などがある。

蓄電池

充電と放電を繰り返し行うことができる電池のこと。電気エネルギーを化学エネルギーに変えて蓄え、必要に応じて電気エネルギーとして取り出すことができる。

地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。遠方からの輸送にかかるエネルギーの削減につながるという視点からも注目されている。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、二酸化炭素 (CO₂) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

電気自動車

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。ガソリン自動車に比べ、走行時にCO₂や排気ガスを出さないことや騒音が小さいことから、地球環境にやさしい自動車として期待されている。航続距離が短い、充電に時間がかかる、車重が重くタイヤから発生する粉じんが多い、バッテリーの廃棄問題などの課題がある。

【な〜の】

ネイチャーポジティブ

自然再興と訳し、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させて発電する装置。発電の際に温室効果ガスを発生しない。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められる。

【は〜ほ】

バイオディーゼル燃料

バイオマスを原料として作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、様々な油を原料とできる。市が回収した、廃食用油もバイオディーゼル燃料に使用している。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

花いっぱい運動

人間市民の緑化活動に対する関心を高め、花と緑につつまれたまちづくりの推進を目的として、参加登録団体に花の球根や種を配布し、公共用地を利用した花壇の維持管理を行ってもらう活動。

パリ協定

パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、平成27（2015）年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する国際的な協定。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目標としている。

不法投棄

廃棄物が定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や原状回復のための措置が大きな課題となっている。

保護地域

生物多様性条約第2条で、「保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理されている地理的に特定された地域」と定義されており、国立公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区などが該当する。

【ら～ろ】

緑被率

樹木や草などの植物で覆われている土地の面積割合で、自然度を表す指標の一つ。人間市では、衛星写真を解析することで算出している。

レジリエンス

Resilienceを直訳すると「弾力」「復元力」「回復力」を意味する。防災分野や環境分野においては、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語として使われる。

入間市

香り豊かな緑の文化都市



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」